

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

2015年JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）

[公示No.2014-086]

* 年号の修正については省略

I. 第1編 レース車両規定：

第1章 車両の分類

1. 第1条「国内競技車両」の「部門Ⅱ」から「FJ1600：フォーミュラ J 1600」を削除する。
2. 第2条「国際競技車両」の「部門Ⅱ」から「グループGT1：グランドツーリングカー」および「グループGT2：量産グランドツーリングカー」を削除する。

第2章 レース車両の排気音量規制

改正なし。

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

1. 1.7) 「公認書」を下記の通り改める。
JAFおよび/あるいはFIAによって公認されたすべての車両は、公認書とよばれる書類に記載される。公認書には、その型式の識別を可能とするための諸元が記入される。
公認記載項目、記入要領ならびに公認申請要領は「FIA車両公認規則」に示される。
競技期間中いかなる時でも技術委員の求めに応じ、最新の該当する車両公認書を提示することが義務付けられる。
提示しなかった場合は、当該競技への出場拒否までの罰則が与えられる。
当該車両を車両公認書と照合のうえ検査した結果疑問のある場合、技術委員はその銘柄の車の販売店のために発行された整備説明書、または、あらゆるスペアパーツを記載してあるカタログと照合する必要がある。
参加者は自分の車両が生産された国のASNもしくはFIAから、その車両の公認書、および必要な場合は追加公認書（正常進化・変型公認の公認書等を含む）の交付を受け、常に携帯することが義務付けられている。

2. 10.1) 「燃料 - 燃焼物」を下記の通り改める。

10.1.1) (略)

10.1.2) ディーゼル

ディーゼルエンジンの場合、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）軽油でなくてはならない。

10.1.3) (略)

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

1. 6.1) 「全般」を下記の通り改める。
ロールケージの取り付けが義務付けられる。
ロールケージは以下の何れかであること：
a) ~c) (略)
公認または認証されたロールケージに対する改造は禁止される。
素材またはロールケージへの恒久的な変更を伴う、ロールケージへの機械加工、溶接によるいかなる工程も改造と見なされる。
事故により損傷を受けた公認あるいは認証されたロールケージに対するすべての補修作業は、当該ロールケージ製造者が実施するか、あるいはその承認の下で実施されなければならない。
ロールケージのパイプには液体またはその他のものを通してはならない。
ロールケージは、搭乗者の乗降を著しく阻害してはならない。
ロールケージの一部あるいは全部へのクロムメッキは禁止される。
コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に次のものを通すことは禁止される。
・電気ケーブル
・液体（ウインドウウォッシャー液を除く）用配管
・消火器用配管
部材は、ダッシュボードとトリムおよび後部座席を貫通して、搭乗者用の空間へ侵入してもよい。
後部座席は折り畳まれてよい。

第5章 量産ツーリングカー（N1）

改正なし。

第6章 特殊ツーリングカー（N2）

1. 2.2) 「制御機能」を下記の通り改める。
以下に示す制御機能を使用することは許されない。ただし、当該車両に標準で使用されている場合は当該機能のみ使用が許される。
トラクションコントロール、オートマチック/セミオートマチックギアボックス、アクティブサスペンション、アンチロックブレーキシステム、シーケンシャルミッション。
2. 5.1.6) 「後部空力装置」を下記の通り改める。
車両の全長および全高を超えず、基本車両の最大幅以内で、外縁に3mm以上のRをつけることを条件に形状は自由。
後車軸の中心より後方のアンダーパネルは自由。ただし、上から見た車体輪郭から突出してはならない。

3. 5.1.9) 「車体外部の改造」を下記の通り改める。

フロントビラーおよびルーフトリップ部分の改造、サイドウィンドウガラス取り付け位置の変更、結果として空力特性の改善をもたらす車体の不可視部分の改造、および空力特性の改善をもたらす取り付けおよび切除等による車両の改造は一切許されない。

オープンカーのハードトップは、ソフトトップ、もしくはオプションにハードトップが設定されている場合、形状がそれに近似していなければならない。

第7章 グランドツーリングカー-300 (JAF-GT300) 規定

1. 3.1.3) 「最低地上高」を下記の通り改める。

空気圧160kPaのタイヤを取り付けた状態で車両のすべての外縁から測定し、少なくとも50mmの地上高が確保されなければならない。懸架されているあらゆる車両の部分はこの高さより下側に位置してはならない。

2. 3.4.1) 「前部空力装置」を下記の通り改める。

① 車体下部には、左右前車輪軸中心を結ぶ線から最大950mmまでの前方の平行線上で、前後方向中心から左右460mmの点で30°の角度を持って交差し、競技車両の前後方向中心と平行に引かれる最外側線の交わる線の内側でフラットボトム底面から130mmの範囲に、前部空力装置を設置することが許される。

② 材質は自由。

③ 前縁および側縁は、車両の最外側に位置する場合、半径5mm以上のR形状を有していること。

④ 車体下部の構造体は前部コンプリートホイールの前端を通過する垂直面より前方に位置するフェンダーの下部と接合することができる。

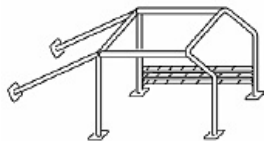
⑤ ①の検査のためのテンプレートを所持していなければならない。

⑥ フラップ (カナード) は、以下の範囲内に取り付けることができる。(第7-17図)

(i) ~ (iv) (略)

3. 12.8) 「側面防護構造」を下記の通り改める。

1) 第7-25図に従い3本の側面防護バーが追加されたロールオーバー構造を構成している場合を除き(ドア外板の板厚を増加する等の措置を施すことを推奨する)、運転席側ドアの内部に衝撃吸収のため難燃性の衝撃吸収材を充填すること、および/または衝撃吸収構造を施すこと。



第7-25図

2) ~ 4) (略)

4. 別表1「第2条2.1.2)『制御機能の制限』による禁止項目の具体的事例」の「1」から「セミオートマチックおよび」を削除し、さらに「10 スロットルペダルとエンジン間を機械的に直接連動させる方法以外のスロットルコントロールシステム」を削除する。

5. 別表2「最低重量とエアリストラクター」を下記の通り改める。

気筒容積区分 (cc)	数	最低重量区分 (kg)		
		1,100	1,150	1,200
≤2,000cc		装着免除		
2,000cc< ≤2,500cc	1	42.90	43.77	44.66
	2	30.66	31.28	31.91
2,500cc< ≤3,000cc	1	41.43	42.28	43.13
	2	29.61	30.21	30.82
3,000cc< ≤3,500cc	1	40.49	41.31	42.15
	2	28.98	29.57	30.17
3,500cc< ≤4,000cc	1	39.86	40.67	41.50
	2	28.46	29.04	29.63
4,000cc< ≤4,500cc	1	39.45	40.25	41.06
	2	28.15	28.72	29.30
4,500cc< ≤5,000cc	1	39.03	39.82	40.63
	2	27.83	28.40	28.97
5,000cc< ≤5,500cc	1	38.71	39.50	40.30
	2	27.62	28.18	28.76
5,500cc<	1	38.30	39.07	39.87
	2	27.31	27.86	28.43

* 過給装置付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが適用される。

第8章 グランドツーリングカー-500 (JAF-GT500)

1. 2.1.2) 「制御機能の制限」を下記の通り改める。

1) (略)

2) 制限される制御機能使用の疑義を防止するため、駆動輪と駆動系に車速センサーを取り付けることは禁止される。ただし、車両に最大2つのセンサーを非駆動輪に対してのみ取り付けすることを認める。

制限される制御機能の使用検証のために、オーガナイザーはJAFの承認の下に、特定車両を指定して複数のセンサーの取り付けを指示することができる。

3) (略)

2. 3.2.2) 「その他のウィンドウ」の6)を下記の通り改める。

リアウィンドウに以下条件で穴を開けることが許される。

- i) 車室内の換気を目的とした穴
リアウィンドウ上部に沿って両側から80mm以内、上端部から200mm下方の範囲で、穴の合計面積が10,000mm²以上、30,000mm²以下。穴の個数は自由。
- ii) (略)

3. 3.3.5.3) 「天井部分の開口」に下記を追加する。

3) 吊り上げ装置用開口部

車両吊り上げ用ソケットに吊り上げ器具を挿入する為の開口部がなければならない。

この開口部に容易に剥がせるステッカーを貼付することは認められる。

4. 4.1) 「最低重量」を下記の通り改める。

最低重量は、1,020kgを保持しなければならない。

5. 7.2.3) 「ワイパー」を下記の通り改める。

フロントウィンドウワイパー構成を変更することが出来るが、少なくとも1つのワイパーが装備されていなければならない。競技期間中は常に運転席からの操作により有効に作動しなければならない。

ワイパーモーターはJAFが指定する部品を使用しなければならない。

6. 9.8.1) を下記の通り改める。

JAFの指定するパワーステアリングを使用しなければならない。パワーステアリングは、プログラム可能な制御

を備えていない単一のシステムである場合に限り使用することができる。また、パワーステアリングポンプはJAFの指定するものでなければならない。

7. 10.4) 「ブレーキディスク・ブレーキパッド」を下記の通り改める。

各輪にJAFの指定するブレーキディスク・ブレーキパッドを使用しなければならない。

8. 別表1「第2条2.1.2)『制御機能の制限』による禁止項目の具体的事例」の「3」から「セミオートマチックおよび」を削除する。

第9章 競技専用車両(ナショナルフォーミュラ)に関する定義

改正なし。

第10章 フォーミュラJ1600 (FJ1600)

本章を国内競技車両規則から削除する。(以下章番号を繰り上げ)

第10章 スーパーFJ (S-FJ)

改正なし。

第11章 フォーミュラ4 (F4)

1. 1.8.1) 「材質規制」を下記の通り改める。

以下の材質は使用を禁止する。

マグネシウム/チタニウム/カーボン/アラミド繊維/インコネル。

サバイバルセル、ホイールテザー、ボディカウル、およびシャシー前部横断隔壁の前方の独立した衝撃吸収構造体に関してのみ、カーボン/アラミド繊維を使用することができる。

2. 2.7) 「ウイング」を下記の通り改める。

フロントおよびリアウイングは1枚で構成され2枚以上で構成することは禁止する。なお、ウイングの形状は前方および上方から見て長方形であり、全域にわたって同一断面形状を維持しなければならない。

各ウイングにガーニーフラップの取り付けは許されるが、形状は一直線に曲げたものでウイングの後端から後方10mm以内としウイングとの間に隙間を開けてはならない。

各ウイングには平板の翼端板を設ける事ができる。フロントウイングの翼端板の全ての角度(上側、下側共)には車両側方から見て、最小半径35mmのRを付けることが推奨される。また、平板の周囲は、半径5mm以上の円弧の断面形状を持つこととする。このR形状を形作る範囲は平板とならなくてもよい。

フロントウイングの翼端板と車体を結ぶステーをウイングと並行に設けることができる。ただし、このステーは直線で、その断面形状は真円に限る。また、車両の前方、上方から見て車両の左右のステーは直線に配置されなければならない。リアウイングの翼端板と車体を結ぶステーをウイングと並行に設けることができる。ただし、このステーは直線でその位置はリアホイールセンターより上方であり、このステーをウイングとはみなさない。

3. 5.1.1) を下記の通り改める。

最大6段のギアボックスとする。ただし、後退ギアは含まれない。

4. 11.4) 「ステアリングホイール」から、「ステアリングホイールに切れ目があってはならない。」との条文を削除する。

5. 11.7) 「尾灯」を下記の通り改める。

すべての車両には、競技中作動する赤色灯を装備してなくてはならない。

1) ~ 7) (略)

8) 操作スイッチにより点灯した時には常時点滅する構造のものとする。

第12章 スーパーフォーミュラ (SF)

1. 2.11.2) を下記の通り改める。

リアホイールの中心線から120mm以上後方で、基準面から高さ650mmと960mmの間にある車体で、車両の中心線から115mm離れた地点と405mm離れた地点との間にあるいかなる部分も、リアホイール中心線後方135mmと540mmの間に位置する領域に収まっていなければならない。この領域を側面から見たとき、その縦断面に2つを超えて閉鎖部分があってはならない。

ただし、1つの閉鎖部分(1枚エレメント)の場合は、リアホイール中心線後方135mmと725mmの間に位置する領域に収まっていなければならない。

2. 10.3) 「ブレーキディスク」を下記の通り改める。

すべてのブレーキディスクは、最大厚さが30mmで、最大外径は300mmでなければならない。

3. 10.5) 「エアダクト」を下記の通り改める。

フロントおよびリアのブレーキ周辺のエアダクトは、制動装置の一部と見なされ下記の領域の範囲内になければならない。

- 基準面より上部であること。

- 車両側面視においてコンプリートホイールの投影内であること。

- コンプリートホイールのリム内側面と車体側面に挟まれた領域。

4. 13.7.1) を下記の通り改める。

すべての車両には、以下の基準を満たす3つのドライバー頭部保護のパッドエリアが装備されなければならない。

(略)

- FIAが指定した材質CONFOR form CF42 (Pink) またはCF45 (Blue) で造られていること。

(略)

5. 13.7.7) を下記の通り改める。

事故時の足のけがを最小限に抑えるため、ドライバーの両側や上にもパッドを取り付けなければならない。

- これらの場所に取り付けるパッドは、次の条件を満たしていなければならない。

- FIAが指定した材質CONFOR form CF42 (Pink) またはCF45 (Blue) で造られていること。

(略)

第13章 リブレ(その他の車両) (NE)

改正なし。

II. 第2編 ラリー車両規定:

第1章 一般規定

1. 第2条「車両の定義」に「2.1) ラリーRR車両(RR車両)」として下記を追加し、以降条項番号を繰り下げる。

FIAによりグループR(R1~R3)として公認された車両で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第

67号)に適合し、本編に従った自動車登録番号標(車両番号標)を有する車両。

2. 2.3) 「ラリーRPN車両(RPN車両)」を下記の通り改める。

JAF登録車両で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第4章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。)で、第4章RPN車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両とする。(略)

3. 2.5) 「ラリーAE車両(AE車両)」を下記の通り改める。

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第6章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。)で、第6章AE車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両。(略)

4. 2.7) を削除する。

5. 3.1) 「公認」を下記の通り改める。

グループR/Nの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に分類される量産条件に達したことをFIAが公式に証明することをいう。公認申請は、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。(略)

6. 3.4) 「同一車両型式」を下記の通り改める。

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号および数字(ただし、E、GF、GH等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分を除く。TA-AE123とあれば、AE123を指す。)」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う(ただし、JAF登録車両規定第2条2による車両は除く)。

7. 第5条「気筒容積(総排気量)別クラス区分」を下記の通り改める。

5.1) 気筒容積別クラスについては、任意に設定することができる。

5.2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとみなす。

8. 第6条「燃料」を下記の通り改める。

6.1) 燃料

燃料は、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている(潤滑油以外のいかなる添加物も含まない)ガソリンでなくてはならない。

6.2) ディーゼル

ディーゼルエンジンの場合、通常のガソリンスタンド

のポンプから販売されている(潤滑油以外のいかなる添加物も含まない)軽油でなくてはならない。

6.3) 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体/液体/固体を混入して使用することは一切禁止される。

ただし、ロータリーエンジン搭載車両は、エンジンオイルに限り、車両改造申告書にその種類を明記することにより、燃料への混入が認められる。

9. 第7条「最低重量」を下記の通り改める。

(略)

7.1) RR車両については公認書に記載された車両重量値とする。

7.2) ~7.4) (略)

7.5) (略)

①~③ (略)

④スベアホイール

・ (略)

・ RR車両、RJ車両、RPN車両、RF車両およびAE車両については、スベアホイールの重量は含まない。

7.6) (略)

第2章 安全規定

1. 4.1) を下記の通り改める。

RR車両は、公認されたFIAロールケージを装着しなければならない。RN車両は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着しなければならない。

RJ車両は、JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。

なお、FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.1)規定<注>については適用せず、推奨とする。<注:コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル/液体(ウインドウォッシャー液を除く)用配管/消火器用配管を通すこと>

また、RR車両、RN車両およびRJ車両におけるFIA公認のロールケージパッドの使用は任意とする。

FIA/JAF公認ロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

第3章 RR/RN/RJ車両用改造規定

1. 第1条「許可される変更」を下記の通り改める。

(略)

RR車両については、本章以下の条項で許可されている改造のみ、FIA公認部品以外が認められるが、その他はFIA公認状態を維持しなければならない。これを除いて車両に対して行うことのできる作業は、道路運送車両法および保安基準適合に係わる事項のみ許される。

・ 第5条5.1)、5.3)

・ 第6条6.1) ①④~⑨、6.2)

・ 第7条7.1.1)、7.1.5) ~ 7.1.7)、7.2)

・ 第9条9.1.6)、9.3.2)、9.4)

・ 第12条

2. 第2条「公認部品等」に2.1)として以下を追加する。
 RR車両については、道路運送車両の保安基準に適合したFIAグループRに有効なオプション変型(VO)、プロダクション変型(VP)または供給変型(VF)として公認されている部品の使用が認められる。
3. 第3条「エンジン」を下記の通り改める。
 3.1)～3.7) (略)
 3.8) キャブレター
 当初の装置が保持され、かつ燃焼室への燃料の流入量を調整する構成部分が吸入空気量に影響を一切与えないことを条件に改造することが認められる。
 3.9) インジェクションシステム
 当初の方式を変更することは許されない。
 インジェクターは、作動原理および取り付け方法を保持していれば流量の変更は認められるが、構成部品が吸入空気量に影響を一切与えないことを条件とする。
 3.10) エアクリナー
 エレメントの変更のみ自由。
 3.11) (略)
 3.12) マウント・ブッシュ
 エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付け点の数を維持し同一材質および形状であれば硬度の変更は認められる。
 3.13) 排気系(エキゾーストマニホールドは含まれない)
 (略)
 ①～③ (略)
 ④いかなる場合も、当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値および排気ガス規制値に適合していること。
 3.14)～3.16) (略)
 3.17) 過給器
 過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。
 ①～⑧ (略)
4. 5.1) 「コイルスプリング」を下記の通り改める。
 長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9cm以下とならないこと(RR/RN車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み9cm以下とならないこと)。
5. 6.1) 「ホイール」を下記の通り改める。
 (略)
 ①RR車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、FIA公認書に記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。
 -総排気量が1,400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6インチ
 -総排気量が1,400ccを超え2,000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ
 -総排気量が2,000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ
 ②～⑨ (略)

第4章 RPN車両用改造規定

改正なし。

第5章 RF車両用改造規定

1. 第1条「改造の制限」の1.1)～1.4)を削除する。
2. 第2条「エンジン」として以下を追加する。
 当該型式原動機に対する改造は、同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるもの以外の使用は認められない。
 2.1) 総排気量
 自動車製造者が当該型式原動機の補修用として設定しているオーバーサイズピストンを含み変更は認められない。
 2.2) エアクリナー
 エレメントの変更のみ自由。
 2.3) インジェクションシステム
 当初の方式を変更することは許されない。エアフローメーターの下流に取り付けられている燃料を調整するインジェクションの構成部品は、いかなる条件においても吸入空気量に影響を与えないことを条件に改造することができるが、他のものとの交換は認められない。また、インジェクション用の電子制御装置は自由であるが、電子制御装置への入力側(センサー、アクチュエーター等)はその機能を含み、標準のままでなくてはならない。電子制御装置とセンサーおよび/またはアクチュエーターの間にある当初のハーネスにスイッチを追加することは禁止される。電子制御装置からの出力は、当初の機能を保持していなければならない。但し、インジェクターは、作動原理および取り付け方法を保持していれば流量の変更は認められる。
3. 第3条「車体」として以下を追加する。
 3.1) ドアの材質変更は認められない。
 3.2) ドアの内張りについては、ドアの形状に変化が生じないことを条件としてドアから防音材を取り外すことが認められる。内張りパネルは最低0.5mm厚の金属板、あるいは最低1mm厚のカーボンファイバー、もしくは最低2mm厚のその他の堅固な不燃性の素材で製作することができる。
 サイドプロテクションバーの取り外しは許されない。
 2ドア車の場合、後部側面ウィンドウより下に位置する内張りについても上記規則を適用する。
 電動ウィンドウを手動ウィンドウに交換することが認められる。
 手動ウィンドウを電動ウィンドウに交換することが認められる。
 3.3) 窓ガラスの変更は認められない。
4. 第4条「排気系」として以下を追加する。
 4.1) 排気系(エキゾーストマニホールドを含む)の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる(マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む)。
 ①排気管は左または右向きに開口してはならない。
 ②触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。
 ③遮熱板等の熱害対策装置は同一の構造を有し、かつ同じ位置に備えられ損傷・脱落がないこと。
 ④当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値及び排気ガス規制値に適合していること。
5. 第5条「駆動系統」として以下を追加する。
 5.1) 駆動方式の変更は認められない。(4WD ↔ 2WD)

等)

6. 第6条「ステアリングホイール」として以下を追加する。
外径(最大径)350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。
- ① スポーク部とボス部は堅固な取付け構造とし、衝撃を受けた場合に容易に脱落する恐れのないこと。
 - ② 計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。
 - ③ 光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。
 - ④ ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。
 - ⑤ クイックリリースタイプでないこと。

第6章 AE車両用改造規定

改正なし。

Ⅲ. 第3編 スピード車両規定：

第1章 一般規定

1. 2.1) 「スピードP車両（P車両）」を下記の通り改める。
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているものおよびJAF登録車両規定第2条2による車両。）で、第2章スピードP車両（P車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。
 （略）
2. 2.2) 「スピードPN車両（PN車両）」を下記の通り改める。
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第3章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員の変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。）で、第3章スピードPN車両（PN車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両で 下記1）あるいは2）に定める要件を満たしたFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両とする。
 1）～3）（略）
3. 2.3) 「スピードN車両（N車両）」を下記の通り改める。
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第4章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員の変更のための構造等変更検査手続きを行った

車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。）で、第4章スピードN車両（N車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。
 （略）

4. 2.4) 「スピードSA車両（SA車両）」を下記の通り改める。

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第5章第1条の1.2)及び1.4)の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員の変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。）で、第5章スピードSA車両（SA車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。
 （略）

5. 2.8) 「スピードAE車両（AE車両）」を下記の通り改める。

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第9章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。）で、第9章スピードAE車両（AE車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。
 （略）

6. 第9条「燃料」を下記の通り改める。

9.1) 燃料

燃料は、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）ガソリンでなくてはならない。

9.2) ディーゼル

ディーゼルエンジンの場合、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）軽油でなくてはならない。

9.3) 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体/液体/固体を混入して使用することは一切禁止される。

ただし、ロータリーエンジン搭載車両は、エンジンオイルに限り、車両改造申告書にその種類を明記することにより、燃料への混入が認められる。

第2章 スピードP車両規定

改正なし。

第3章 スピードPN車両規定

改正なし。

第4章 スピードN車両規定

改正なし。

第5章 スピードSA車両規定

改正なし。

第6章 スピードB車両規定

改正なし。

第7章 スピードSC車両規定

改正なし。

第8章 スピードD車両規定

改正なし。

第9章 スピードAE車両規定

改正なし。

IV. 第4編 付則：

JAF/FIA公認の安全燃料タンク

1. JAF公認安全燃料タンクに公認有効期限を設けたので、一覧を下記の通り改める。

JAF公認安全燃料タンク一覧

公認No	公認年月日	製造者名	備考	公認有効期限
JST-001	1977.12.31	日本コンストラクターズユニオン	S-FJ用	2019.12.31

ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱

1. 「4. 車体側の取り付け」を下記の通り改める。

- 1) (略)
- 2) 改造、加工の禁止

自動車製造者、あるいはシートベルト製造者によりシートベルトに当初から組み込まれ、あるいは構成されている以下の部品は一切改造、加工してはならない。

- (1) ストラップ (Strap)
- (2) バックル (Buckle)
- (3) タング (Tongue)
- (4) 取り付け具 (Anchor plate)
- (5) ボルト (Bolt)
- (6) ワッシャー (Washer)
- (7) その他構成部品

- 3) その他について
- (1) ~ (3) (略)

以上

自動車競技の組織に関する規定の一部改正について

[公示No.2014-087]

第1条 総則 省略

第2条 クラブおよび団体の登録

1. ~. 省略

5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。

クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。

1) 準加盟クラブ

〈申請資格〉

- (1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。
- (2) 所属クラブの会員のうち7名以上がJAFの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJAFに登録されている者を除く。

- (3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、JAFの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラ

ブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説

明書

- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録申請料

④ 年度の途中で降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c) は準加盟クラブの申請資格を充足させ

るためのものとする。

- (5)～(6) 省略
 〈登録の有効期限〉
 (7) 省略
 〈特典〉

(8)～(13) 省略

2) 加盟クラブ

〈申請資格〉

- (1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。
 (2) 所属クラブの会員のうち15名以上がJAFの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。
 一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJAFに登録されている者を除く。

注) 準加盟クラブとして登録していない場合でも加盟クラブの申請を行うことができる。

- (3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、JAFの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
 (b) クラブの会則
 (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
 (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
 (e) 加盟申請料
 (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
 (b) クラブの会則
 (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
 (d) 年度登録申請料

③ 昇格または降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
 (b) クラブの会則
 (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
 (d) 加盟申請料
 (e) 年度登録申請料

④ 年度の途中で昇格または降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c) は加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- (5)～(6) 省略
 〈登録の有効期限〉
 (7) 省略
 〈特典〉
 (8)～(14) 省略

3) 公認クラブ

〈申請資格〉

- (1) 加盟クラブとして5年間以上継続して活動しており、かつ国内格式以上の競技会を主催することを目的としている。
 (2) 所属クラブの会員のうち50名以上がJAFの国内競技運転者許可証B以上または公認審判員許可証B3級以上の所有者で、そのうち40名以上は、JAFの国内競技運

転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A2級またはA1級の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJAFに登録されている者を除く。

- (3) 申請時から遡って3年間以内に、下記①、②の条件を含めて国内格式以上の公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ(団体を含む)が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

① 国内格式以上のJAF公認レース競技会を3回以上主催

② JAF選手権競技会を3回以上単独主催

なお、①と②が重複した競技会の場合は1回と数える。

ただし、公認クラブ昇格申請を行い却下されたことがあるクラブの場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

- (4) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、JAFの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A2級またはA1級の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (5) 昇格申請の場合：

① 昇格申請の提出書類および申請料

- (a) 所定の様式による登録申請書
 (b) クラブの会則

(c) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書

(上記〈申請資格〉(3)の実績を記すこと)

- (d) 所定の様式によるクラブ員名簿
 (e) 公認クラブ昇格申請料

② 年度の途中で昇格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

- (6) 更新申請の場合：

① 省略

② 更新申請の提出書類および申請料

- (a) 所定の様式による登録申請書
 (b) クラブの会則

(c) 前年度の活動実績(上記①の実績を記すこと)

(d) 所定の様式によるクラブ員名簿

(e) 年度登録申請料

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(d) は公認クラブの申請条件を充足させるためのものとする。

③～④ 省略

(7) 省略

〈登録の有効期限〉

(8) 省略

〈昇格審査〉

(9)～(10) 省略

〈特典〉

(11)～(13) 省略

表1 登録クラブの加盟申請料および年度登録申請料(消費税込) 省略

4) 準加盟団体

〈申請資格〉

(1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人またはJAFが認めた団体であること。

(2) 責任者はJAFの個人会員であること。

〈申請手続き〉

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

- ① 新規申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 定款
 - (c) 役員名簿
 - (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

- (f) 加盟申請料
(g) 年度登録申請料

- ② 更新申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 定款
 - (c) 役員名簿
 - (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③ 省略
〈登録の有効期限〉

- (4) 省略

〈特典〉

- (5)~(7) 省略

5) 加盟団体

〈申請資格〉

- (1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人またはJAFが認めた団体であること。
- (2) 公認審判員許可証2級以上もしくは国内競技運転者許可証B以上の所持者が1名以上所属していること。また、責任者はJAFの個人会員であること。

〈申請手続き〉

- (3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

- ① 新規申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 定款
 - (c) 役員名簿
 - (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

- (f) 加盟申請料
(g) 年度登録申請料

- ② 更新申請の場合：
- (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 定款
 - (c) 役員名簿
 - (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③ 省略
〈登録の有効期限〉

- (4) 省略

〈特典〉

- (5)~(11) 省略

6) 公認団体

〈申請資格〉

- (1) 加盟団体として自動車を通じてスポーツ活動を行っている法人また団体であり、かつ国内格式以上の競技会を開催することを目的としていること。
- (2) 公認審判員許可証Aもしくは国内競技運転者許可証A以上の所持者が1名以上所属していること。また、責任者はJAFの個人会員であること。
- (3) 申請時から遡って3年以内に、国際格式のJAF公認競技会もしくは全日本レース選手権競技会を3回以上主催した実績を含み、準国内格式以上のJAF公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該団体を含む3つ以内の登録団体（クラブ含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

ただし、公認団体昇格申請を行い、却下されたことがある団体の場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

〈申請手続き〉

- (4) 昇格申請の場合：

- ① 昇格申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 当該団体の経歴書（上記〈申請資格〉(3)の実績を記すこと。）
 - (c) 定款
 - (d) 役員名簿
 - (e) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (f) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
 - (g) 公認団体加盟申請料

- ② 昇格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

- (5) 更新申請の場合：

- ① 省略
- ② 更新申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）
 - (c) 定款
 - (d) 役員名簿
 - (e) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (f) 公認団体年度登録申請料

注) (c)・(e) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③~④ 省略

- (6) 省略
〈登録の有効期限〉

- (7) 省略

〈昇格審査〉

- (8)~(9) 省略

〈特典〉

- (10)~(12) 省略

7) 特別団体

〈申請資格〉

- (1) 公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業者。

〈申請手続き〉

- (2) ① 新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。
- ② 更新申請の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。

- (3) 省略

- (4) 新規申請および更新申請の手続きに当たっては次の書類を提出すること。

- ① 定款
- ② 役員名簿

注) 更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

〈特典〉

- (5)~(9) 省略

表2 登録団体の加盟申請料および年度登録申請料 省略

第3条~第8条 省略

第9条 本規定の施行

本規定は、2014年8月1日より施行する。

2015年日本レース選手権規定改正内容

[公示No.2014-088]

<新旧対照表>

※下線部分：改正箇所

2015年規定	2014年規定																																																																																														
第1章 総則	第1章 総則																																																																																														
第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2015年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を取めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。	第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2014年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を取めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。																																																																																														
第2条 （略）	第2条 （略）																																																																																														
第3条 選手権の構成	第3条 選手権の構成																																																																																														
1. 全日本選手権 全日本選手権は、次の2部門で構成される。 1) <u>全日本選手権スーパーフォーミュラ</u> （以下「SF」という。） ドライバーおよびチームに選手権を与える。 2) <u>全日本フォーミュラ3選手権</u> （以下「F3」という。） ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。	1. 全日本選手権 全日本選手権は、次の2部門で構成される。 1) <u>全日本選手権スーパーフォーミュラ</u> （以下「SF」という。） ドライバーおよびチームに選手権を与える。 2) <u>全日本フォーミュラ3選手権</u> （以下「F3」という。） ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。																																																																																														
2. 地方選手権 地方選手権は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による各地方で、次の4部門で構成され、地方および部門毎にドライバーに選手権を与える。 1) <u>フォーミュラ4地方選手権</u> （以下「F4」という。） 2) <u>FIAフォーミュラ4地方選手権</u> （以下「FIA-F4」という。） 3) <u>スーパーFJ地方選手権</u> （以下「S-FJ」という。） 4) <u>ツーリングカー地方選手権</u> （以下「ツーリングカー」という。） ツーリングカーは、各オーガナイザーによりJAF国内競技車両規則第3章公認車両および登録車両に関する一般規定第1条1.9)気筒容積別クラス(16クラス)から任意に最大5クラスの設定を行うことができる。 ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。	2. 地方選手権 地方選手権は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による各地方で、次の3部門で構成され、地方および部門毎にドライバーに選手権を与える。 1) <u>フォーミュラ4地方選手権</u> （以下「F4」という。） 2) <u>スーパーFJ地方選手権</u> （以下「S-FJ」という。） 3) <u>ツーリングカー地方選手権</u> （以下「ツーリングカー」という。） ツーリングカーは、各オーガナイザーによりJAF国内競技車両規則第3章公認車両および登録車両に関する一般規定第1条1.9)気筒容積別クラス(16クラス)から任意に最大5クラスの設定を行うことができる。 ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。																																																																																														
第4条 レースの走行距離	第4条 レースの走行距離																																																																																														
1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。	1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部門</th> <th colspan="2">1ヒートの競技</th> <th colspan="3">2ヒート以上の競技</th> </tr> <tr> <th>最短</th> <th>最長</th> <th>最短</th> <th>最長</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日本選手権</td> <td>SF</td> <td>110km</td> <td>300km</td> <td>75km</td> <td>180km</td> <td>300km</td> </tr> <tr> <td>F3</td> <td>65km</td> <td>100km</td> <td>65km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方選手権</td> <td>F4</td> <td>30km</td> <td>100km</td> <td>45km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td>FIA-F4</td> <td>30km</td> <td>30分 又は 100km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S-FJ</td> <td>30km</td> <td>100km</td> <td>25km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td>ツーリングカー</td> <td>30km</td> <td>100km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技			最短	最長	最短	最長	合計	全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km	F3	65km	100km	65km	75km	150km	地方選手権	F4	30km	100km	45km	75km	150km	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	-	-	-	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km	ツーリングカー	30km	100km	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部門</th> <th colspan="2">1ヒートの競技</th> <th colspan="3">2ヒート以上の競技</th> </tr> <tr> <th>最短</th> <th>最長</th> <th>最短</th> <th>最長</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日本選手権</td> <td>SF</td> <td>110km</td> <td>300km</td> <td>75km</td> <td>180km</td> <td>300km</td> </tr> <tr> <td>F3</td> <td>65km</td> <td>100km</td> <td>65km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地方選手権</td> <td>F4</td> <td>50km</td> <td>100km</td> <td>45km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td>S-FJ</td> <td>30km</td> <td>100km</td> <td>25km</td> <td>75km</td> <td>150km</td> </tr> <tr> <td>ツーリングカー</td> <td>30km</td> <td>100km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技			最短	最長	最短	最長	合計	全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km	F3	65km	100km	65km	75km	150km	地方選手権	F4	50km	100km	45km	75km	150km	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km	ツーリングカー	30km	100km	-	-	-
区分			部門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技																																																																																									
	最短	最長		最短	最長	合計																																																																																									
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km																																																																																									
	F3	65km	100km	65km	75km	150km																																																																																									
地方選手権	F4	30km	100km	45km	75km	150km																																																																																									
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	-	-	-																																																																																									
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km																																																																																									
	ツーリングカー	30km	100km	-	-	-																																																																																									
区分	部門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技																																																																																											
		最短	最長	最短	最長	合計																																																																																									
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km																																																																																									
	F3	65km	100km	65km	75km	150km																																																																																									
地方選手権	F4	50km	100km	45km	75km	150km																																																																																									
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km																																																																																									
	ツーリングカー	30km	100km	-	-	-																																																																																									
2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。 短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。	2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。 短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。																																																																																														
第5条 選手権レースの成立	第5条 選手権レースの成立																																																																																														
1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ	1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ																																																																																														

れ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FIA-F4は、7回以上開催されなければ成立しない。

2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
 - 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
 - 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2)および3)の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条～第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. SF
 - 1) 国際ドライバーライセンスB以上の所持者が参加できる。
 - 2) 上記1)以外の参加資格は、当該選手権統一規則に従うこと。
2. F3

国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2.8)に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

 - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
 - 2) 2013年～2014年のGP2、SF、F・ニッポンまたはFormula Renault 3.5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4 :

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4(F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
2. FIA-F4 :

当該年のFIA国際競技規則付則J項に定めるFIA-F4とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. S-FJ :

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ(S-FJ)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを

れ3回以上開催されなければ成立しない。

2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
 - 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
 - 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2)および3)の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条～第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. SF
 - 1) 国際ドライバーライセンスB以上の所持者が参加できる。
 - 2) 上記1)以外の参加資格は、当該選手権統一規則に従うこと。
2. F3

国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2.8)に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

 - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
 - 2) 2012年～2013年のGP2、SF、F・ニッポンまたはFormula Renault 3.5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4 :

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4(F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
2. S-FJ :

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ(S-FJ)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを

使用しなければならない。

4. ツーリングカー：

オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F 4

限定国内競技運転者許可証 A を含み、国内競技運転者許可証 A 以上国際ドライバーライセンス B 以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が 3 回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が 2 回以上で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 4 時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が 1 回で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 6 時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 9 時間以上あり、その証明を有すること。

2. F I A - F 4

限定国内競技運転者許可証 A を含み、国内競技運転者許可証 A 以上国際ドライバーライセンス B 以下のライセンス所持者で、上記 1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2012年~2014年に G P 2、S F、F・ニッポン、F 3 のいずれかのレースにおいて 3 位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S - F J

限定国内競技運転者許可証 A を含み、国内競技運転者許可証 A 以上国際ドライバーライセンス B 以下のライセンス所持者で、上記 1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2012年~2014年に G P 2、S F、F・ニッポン、F 3 のいずれかのレースにおいて 3 位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ツーリングカー

国内競技運転者許可証 A 以上の所持者が参加できる。

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位 10 位までのドライバーに得点を与える。ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数 90% (小数点以下切捨て) 以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8位	9位	10位				
	3点	2点	1点				

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に
次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F 4、F I A - F 4 および S - F J :
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の 80% (小数点以下四捨五入) とする。
 - 2) ツーリングカー :
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の 70% (小数点以下四捨五入) とする。
 ただし、開催された当該部門のレースの合計数が 5 回に

使用しなければならない。

3. ツーリングカー：

オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F 4

限定国内競技運転者許可証 A を含み、国内競技運転者許可証 A 以上国際ドライバーライセンス B 以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が 3 回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が 2 回以上で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 4 時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が 1 回で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 6 時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 9 時間以上あり、その証明を有すること。

2. S - F J

限定国内競技運転者許可証 A を含み、国内競技運転者許可証 A 以上国際ドライバーライセンス B 以下のライセンス所持者で、上記 1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2011年~2013年に G P 2、S F、F・ニッポン、F 3 のいずれかのレースにおいて 3 位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. ツーリングカー

国内競技運転者許可証 A 以上の所持者が参加できる。

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位 10 位までのドライバーに得点を与える。ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数 90% (小数点以下切捨て) 以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8位	9位	10位				
	3点	2点	1点				

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に
次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F 4 および S - F J :
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の 80% (小数点以下四捨五入) とする。
 - 2) ツーリングカー :
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の 70% (小数点以下四捨五入) とする。
 ただし、開催された当該部門のレースの合計数が 5 回に

満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。

5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。

- 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行
本規則は、2015年1月1日より施行する。

以上

満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。

5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。

- 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行
本規則は、2014年1月1日より施行する。

以上

2015年日本ラリー選手権規定改正内容

[公示No.2014-089]

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

2015年規定	2014年規定
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、<u>2015年</u>(以下「当該年」という。)のラリー競技会において優秀な成績を取ったドライバーおよびナビゲーター(ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。)の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 全日本選手権</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 参加車両</p> <p>1. クラス1(JN-1)およびクラス3(JN-3)に参加する車両： 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRN車両(RN車両)、ラリーRJ車両(RJ車両)またはラリーAE車両(AE車両)に適合した車両とする。 なお、ラリーAE車両(AE車両)の参加はクラス1(JN-1)に限定する。</p> <p>2) (略)</p> <p>2. クラス2(JN-2)およびクラス4(JN-4)に参加する車両： 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRPN車両(RPN車両)に適合した車両とする。 2) 同一車両型式の最も古いJAF登録年が<u>2006年1月1日</u>以降の車両のみ参加が認められる。</p> <p>3. クラス5(JN-5)およびクラス6(JN-6)に参加</p>	<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、<u>2014年</u>(以下「当該年」という。)のラリー競技会において優秀な成績を取ったドライバーおよびナビゲーター(ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。)の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 全日本選手権</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 参加車両</p> <p>1. クラス1(JN-1)およびクラス3(JN-3)に参加する車両： 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRN車両(RN車両)、ラリーRJ車両(RJ車両)、<u>ラリーRF車両(RF車両)</u>またはラリーAE車両(AE車両)に適合した車両とする。</p> <p>2) (略)</p> <p>3) <u>ラリーRF車両(RF車両)で参加する場合、ホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。</u></p> <p>2. クラス2(JN-2)およびクラス4(JN-4)に参加する車両： 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRPN車両(RPN車両)に適合した車両とする。</p> <p>3. クラス5(JN-5)およびクラス6(JN-6)に参加</p>

する車両：

- 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRR車両(RR車両)、ラリーRN車両(RN車両)またはラリーRJ車両(RJ車両)に適合した車両とする。

4. (略)

第8条～第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることが出来る。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務付けること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径:39mm未満)を設定すること。
3. 第7条参加車両2. 2)による年次制限を設定すること。

第4章 (略)

第5章 規則の施行

第22条 (略)

第23条 本規定の施行

本規定は、2014年9月1日から施行する。

以上

する車両：

- 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRN車両(RN車両)、ラリーRJ車両(RJ車両)に適合した車両とする。

4. (略)

ラリーRF車両(RF車両)の全日本選手権参加車両資格は、2014年12月末日までとする。

第8条～第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることが出来る。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務付けること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径:39mm未満)を設定すること。

第4章 (略)

第5章 規則の施行

第22条 (略)

第23条 本規定の施行

本規定は、2013年9月1日から施行する。

以上

消費税率引き上げに伴う各種申請料の改正について

本年4月1日の消費税率引き上げに伴い、モータースポーツの各種申請料が変更になっています。詳細につきましては、JAFホームページをご覧ください。お近くのJAF窓口

にお問い合わせください。

http://www.jaf.or.jp/msports/fee/fr/f_index.htm

2015年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧

[公示No.2014-090]

7月31日現在

No	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1	4/3~5	2015 SUPER GT Series OKAYAMA GT300KM RACE (岡山GT 300KMレース) (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)岡山国際サーキット AC (株)GTアソシエイション	国際	岡山国際
2	4/10~12	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ 鈴鹿サーキット (SF)	GSS SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴 鹿
3 ※1	4/24~26	2015 CIK-FIAアジアパシフィックKF選手権 KART RACE IN JAPAN (KF)	SSC	国際	スポーツランド SUGO 西コース
4	5/1~3	2015 SUPER GT Series FUJI GT500kmレース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC (株)GTアソシエイション	国際	富 士
5	5/22~24	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ 岡山国際サーキット (SF)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
6	5/29~31	2015 SUPER GT Series SUPER GT IN KYUSHU (JAF-GT)	APC (株)オートポリス (株)GTアソシエイション	国際	オートポリス
7	7/17~19	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ 富士スピードウェイ (SF, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富 士
8	7/24~26	2015 SUPER GT Series SUGO GT 300KMレース (JAF-GT)	(株)菅生 S. S. C (株)GTアソシエイション	国際	スポーツランド SUGO
9	7/31~8/1	FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP ソーラーカーレース鈴鹿 2015 (ソーラーカー)	JAF (株)モビリティランド	国際	鈴 鹿
10	8/7~9	2015 SUPER GT Series FUJI GT300kmレース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC (株)GTアソシエイション	国際	富 士
11	8/21~23	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ ツインリンクもてぎ (SF)	(株)モビリティランド M. O. S. C.	国際	ツインリンク もてぎ
12	8/28~30	2015 SUPER GT Series 第44回インターナショナルSUZUKA 1000km (JAF-GT)	KSCC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴 鹿
13	9/11~13	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ オートポリス スーパー2&4レース2015 (SF)	APC (株)オートポリス	国際	オートポリス
14	9/18~20	2015 Asia Le Mans Series Round 3 Hours of FUJI (LMP2, LMPC, GTC)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富 士
15 ※2	9/18~20	2015FIA アジアパシフィックラリー選手権 Rally Hokkaido (Grp.A,N,RJ)	AG.MSC北海道	国際	北海道
16	9/25~27	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ スポーツランドSUGO (SF)	(株)菅生 S. S. C	国際	スポーツランド SUGO
17 ※3	①10/9-11 ②10/2-4 ③10/16-18	2015FIAフォーミュラ1 世界選手権シリーズ日本グランプリ (F1)	SMSC	国際	鈴 鹿
18 ※4	①10/9-11 ②10/2-4 ③10/16-18	2015FIA世界耐久選手権シリーズ 6 hours of FUJI (LMP-1, LMP-2, GT Endurance)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富 士
19 ※5	①10/23-25 ②10/16-18 ③10/30-11/1	2015FIA世界ツーリングカー選手権 (FIA-S2000)	SMSC	国際	鈴 鹿
20	11/6~8	2015全日本選手権スーパーフォーミュラ 最終戦 第14回JAF鈴鹿グランプリ (SF)	NRC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴 鹿
21	11/13~15	2015 SUPER GT Series もてぎGT250kmレース (JAF-GT, FIA-GT)	(株)モビリティランド M. O. S. C. (株)GTアソシエイション	国際	ツインリンクもてぎ

「競技会名称」欄に記載されている()内の記号は、競技車両を指します。

※1~※5は、FIA世界モータースポーツ評議会にて最終決定となります。

2015年全日本ジムカーナ選手権 カレンダー

[公示No.2014-091]

開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
3月7日 ～3月8日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦 全日本ジムカーナ in 岡山国際サーキット Supported by EXEDY	チームオレシオオブ岡山 徳岡山国際サーキット アイダククラブ	岡山国際サーキット	F
4月4日 ～4月5日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 NRC鈴鹿6ジムカーナ	名古屋レーシングクラブ	鈴鹿サーキット 国際南コース	D
4月25日 ～4月26日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 オールジャパンジムカーナ in エビス	奥州ピクニックレーサーズ チームケーオーエス	エビスサーキット 西コース	B
5月16日 ～5月17日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪 とびろま深草戦	モータースポーツアソシエイション アジュエス	名阪スポーツランド Cコース	E
6月6日 ～6月7日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 2015年JMR北海道ジムカーナ オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブ AG.メンバースポーツクラブ北海道	オートスポーツランド スナガワ	A
8月1日 ～8月2日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦 K.S. CHAMPIONSHIP RACING	開趣スポーツクラブ	開趣スポーツランド	C
9月19日 ～9月20日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 とびろまジムカーナ in エビス とびろまジムカーナ in 九州	エアーレスレーシング フリーククラブ ラリーチームクロスロード	スピードパーク恋の浦	H
10月10日 ～10月11日	2015年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 RRC群馬スベシヤリストジムカーナ IN 本庄	ロードランナーレーシングクラブ群馬	本庄サーキット	C

以上

2015年JAFカップオールジャパン ジムカーナカレンダー

[公示No.2014-092]

開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
11月2日 ～11月8日	2015年JAFカップオールジャパン 2015年JMR全国オールスターズジムカーナ	モータースポーツアソシエイション チームアルゼフ	名阪スポーツランド Cコース	E

以上

2015年全日本ダートトライアル選手権 カレンダー

[公示No.2014-093]

開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
3月21日 ～3月22日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第1戦 DIRT TRIAL in NASU	フォレストスポーツクラブ モーターレースポーツクラブめぐみ	丸和オートランド那須	C
4月18日 ～4月19日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第2戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モーターレースポーツクラブ 福岡モーターレースポーツクラブ	スピードパーク恋の浦	H
5月23日 ～5月24日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦 北海道ダートスベシヤル in スナガワ	AG.メンバースポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ	A
6月13日 ～6月14日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦 NANO TOPCUP ダートトライアル in タカタ	カークラブ チームメタスタスポーツ	テクニクスステータタカタ	F
7月12日 ～7月12日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第5戦 2015年東北ダートトライアル IN KIRYANAI	モーターレースポーツクラブ モーターレースポーツクラブあきた	サーキットパーク切谷内	B
8月8日 ～8月9日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第6戦 NOZAWA ダートトライアル	ラリーチームロードナイト	モーターランド野沢	C
9月5日 ～9月6日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第7戦 スーパードライアル in 今庄	チームシャレット エプオータムスポーツクラブ 乗継カーズポーツクラブ	オートパーク今庄	D
10月4日 ～10月4日	2015年JAF全日本ダートトライアル選手権第8戦 ダートプリント in 門前	スリーアール	鎌倉市 門前モーターレースポーツ公園	D

以上

2015年JAFカップオールジャパン ダートトライアルカレンダー

[公示No.2014-094]

開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
10月31日 ～11月1日	2015年JAFカップオールジャパン JMR全国オールスターズダートトライアル 中国	カークラブ チームメタスタスポーツ	テクニクスステータタカタ	F

以上

裁 定 書

[公示No.2014-095]

2014年 8月22日

裁 定 書

株式会社D1コーポレーション 殿
齋 田 功 殿

一般社団法人日本自動車連盟
モータースポーツ審査委員会
委員長 岩 井 重 一
委員 江 角 務
同 佐久間 豊
同 眞 田 裕 一
同 園 高 明
同 高 橋 利 昭

主 文

株式会社D1コーポレーション殿及び齋田功殿を訓戒とする。

理 由

1. 事案の概要

株式会社D1コーポレーション（以下、「D1」という）は、2014年3月29～30日、静岡県駿東郡小山町中日向694番地所在富士スピードウェイ（以下、「FSW」という）において開催された2014年D1シリーズ第1戦富士大会（以下、「本大会」という）のオーガナイザーであり、齋田功氏（以下、「齋田氏」という）は、本大会の競技会審査委員であった。D1は、本大会のコース設定にあたり、本来観客の立ち入りが許されない第三コーナーのサービスロード（以下、「本件サービスロード」という）を観戦エリアとして観客を入場させたことから、これは、観客の安全に関わるものであり、公認サーキットにおける緊急車両のための走路としての機能を失わせるものであるとして、スピード行事部会は、本大会のオーガナイザーであるD1及びこのようなコース設定を許した齋田氏に対し、相当な罰則を課すべきであるとして、当審査委員会に裁定を求めた。

2. 当審査委員会の審議及び判断

- (1) 当審査委員会は、委員会を開催し、D1代表者鈴木賢志氏、齋田氏、スピード行事部会長小西俊嗣氏を審問し、事務局から資料の提出を受けるなどして慎重審議した。
- (2) 審問の結果によれば、D1は、本大会において、本件サービスロードを観戦エリアとし、観客の入場を認めた事

実が認められる。D1は、サーキットにおけるサービスロードの意味を理解しつつも、D1の競技方法の特殊性から緊急自動車は本コース内を移動できること、観客の安全性についてもコーナーのイン側の本件サービスロードに観客を入れても危険性はないとの判断から、本件サービスロードを観戦エリアとし、FSW及び競技会審査委員会の了承を得て実施したとしている。しかし、スピード行事競技開催規定付則：ドリフト競技開催要項2.において、開催場所は「JAF公認のサーキットおよびスピード行事競技コースとする。」とされており、公認サーキットにおいて開催するに際しては、サーキットに関する基本ルールを遵守すべきは当然である。FIA国際モータースポーツ競技規則付則O項モーターレーシングサーキット公認手続き7.10では、緊急車両のためのサービスロードの設置を定め、緊急車両がトラック上のいかなる場所にも支障なくたどり着けることを要求している。そのサービスロードに観客がいてはその目的を果たすことができないことは明らかであるから、D1が本大会において、本件サービスロードを観戦エリアとして観客を入場させたのは、前記FIA国際モータースポーツ競技規則付則O項モーターレーシングサーキット公認手続き7.10に違反するものであり、コースの安全規定を蔑ろにするもので許されない。

しかし、D1は、当審査委員会に出頭し、今後は独自の考えによる運用を改め、JAFのスピード行事部会等の指導を受けながら、規則の遵守と観客の安全を考えて競技を運営する旨を申し出ていることを考慮し、国内競技規則11-3及び同規則11-4を適用して、オーガナイザーであるD1を訓戒とする。

- (3) また、スピード行事競技開催規定18条によれば、競技会審査委員会は、競技に先立ちコース図の提出を受けることになっており、コース設定に関し事前チェックを行える立場にあるところ、D1が本件サービスロードを観客エリアとし、これに観客を入場させることについて容認した齋田氏にも、前記FIA国際モータースポーツ競技規則付則O項モーターレーシングサーキット公認手続き7.10に違反があり、国内競技規則11-3及び同規則11-4を適用して、競技会審査委員である齋田氏を訓戒とする。

よって、主文の通り裁定する。

2015年「JAFモータースポーツ専門部会」委員候補者の公募について

[公示No.2014-096]

2015年の「JAFモータースポーツ専門部会」10部会の内、7つの部会について、JAFモータースポーツライセンスを所持し、登録クラブの推薦を受けた方の中から委員候補者を公募いたします。

応募資格、応募方法などはJAFモータースポーツニュースNo.262（下記URL参照）をご覧ください。

URL:<http://www.jaf.or.jp/msports/msinfo/msinfo.htm>

以上